

## 議会運営委員会の概要

### 1 山形県議会女性・若者参画推進会議の設置発議（案）について

- ・委員長から、発議案「山形県議会女性・若者参画推進会議の設置について（案）」により、本日の本会議に議会運営委員会から発議することが諮られ、了承された。

### 2 山形県議会女性・若者参画推進会議設置要綱（案）及び同会議委員の選任について

- ・議事調査課長から、資料「山形県議会女性・若者参画推進会議設置要綱（案）」及び「山形県議会女性・若者参画推進会議委員指名表（案）」により説明があり、了承された。
- ・また、議事調査課長が、同会議の設置が可決された場合は、本日の本会議終了後に第1回会議を議会運営委員会室にて開催する旨、報告した。

### 3 常任委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、常任委員会から発議される意見書（案）は、「軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書（案）」等2件である旨説明があり、了承された。

### 4 議員の派遣について

- ・事務局次長から、資料「議員派遣一覧表（案）」により説明があり、了承された。

### 5 討論の通告について

- ・議事調査課長から、石黒覚議員（県政クラブ）及び石川渉議員（共産党）のそれぞれから反対討論を行いたい旨の「発言通告書」が提出されており、各議員の討論時間について協議願いたい旨説明があり、協議の結果、県政クラブが3分以内、共産党が5分以内と決定された。

#### 【発言概要、質疑等】

（柴田委員）通常どおり、1案件は3分以内、2案件は5分以内にしていただきたい。

（矢吹委員長）ほかに意見が無ければ、県政クラブが3分以内、共産党が5分以内でよいか。

（全員）了承。

### 6 議事日程第5号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により議事日程第5号について説明があり、了承された。

## 7 閉会中の委員会の開催について

- ・議事調査課長から、資料「閉会中の委員会の開催について（案）」により説明があり、了承された。

## 8 その他

### (1) 欠席届について

- ・議事調査課長が、柴田公安委員会委員長が、病気療養のため、本日の本会議を欠席し、北村公安委員会委員が代理出席する旨の届け出があった旨、報告した。

### (2) 大学生インターンシップの受入れについて

- ・政策調査室長から、資料「大学生インターンシップの受入れについて（案）」により説明があり、了承された。

### (3) 執行部からの報告事項について

#### ① 警察職員に対する懲戒処分について

- ・警察本部長から、資料「警察職員に対する懲戒処分について」により報告があった。

#### 【発言概要、質疑等】

(伊藤(重)委員) 一部報道によると、この警察官は悩みを抱えていたとのことだ。警察組織内の相談体制はどのようになっているのか。また、この駐在所は2名体制だったはずで、このたび1名になるが、どのようにフォローするのかを聞きたい。

⇒(警察本部長) 本県事案の動機部分については、一部報道等がなされていることは承知しているが、まだ事件捜査中であり、詳細については控えさせていただく。次に、警察職員に対する相談体制について。各所属にピアサポーターを指定、配置し、不安や悩みを抱えた職員がいないか目配りをしながら、早期解決に向けた適切な助言等の支援を実施する、ピアサポート制度を運用している。これに加え、厚生課の保健師、各警察署に配置している健康管理スタッフのほか、職場以外にも精神科医師等を含む部外カウンセラーを委嘱しており、悩みを抱えた職員が直接医師等に相談できる体制を整えている。さらに、共済組合本部の委託事業として、民間企業が運営する悩み事相談に、常時電話相談ができるような措置を取っている。最後に、真室川駐在所の体制だが、警察署の他の勤務員がカバーし、支障が出ないように運用してまいりたい。詳細についてはこの場では差し控えさせていただきたい。

(伊藤(重)委員) いろいろなシステムがあると思うが、しっかりと回るように、今後ともお

願いたい。

### 3 次回議運開催日時

- ・ 8月21日（月）午前10時と決定した。

### 4 本日の開議時刻

- ・ 本日の本会議は、議会運営委員会終了後、直ちに開議することが決定された。

# 議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和5年7月10日（月）

午 前 10 時

- 1 山形県議会女性・若者参画推進会議の設置発議（案）について
- 2 山形県議会女性・若者参画推進会議設置要綱（案）及び同会議委員の選任について
- 3 常任委員会発議の意見書（案）について
- 4 議員の派遣について
- 5 討論の通告について
- 6 議事日程第5号について
- 7 閉会中の委員会の開催について
- 8 その他
- 9 次回議運開催日時  
8月21日（月）午前10時
- 10 本日の開議時刻

発議第 号

山形県議会女性・若者参画推進会議の設置について（案）

山形県議会会議規則第123条第2項の規定により、臨時的な協議又は調整を行うための場を次のとおり設ける。

- 1 名 称 山形県議会女性・若者参画推進会議
- 2 目 的 女性や若者を中心に県民の県議会への関心を喚起するとともに、参画を促していくための各種調査や提案等の検討
- 3 構 成 員 議長が指名する議員9人
- 4 招集権者 山形県議会女性・若者参画推進会議座長
- 5 期 間 目的に係る協議の終了まで

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和 年 月 日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 矢 吹 栄 修

## 山形県議会女性・若者参画推進会議設置要綱（案）

### （目 的）

第1条 女性や若者を中心に県民の県議会への関心を喚起するとともに、参画（傍聴、投票、立候補等）を促していくため、各種調査や提案等の検討を行う協議調整の場として、山形県議会女性・若者参画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### （構 成）

第2条 会議は、議長が指名する議員9人をもって構成する。

2 委員の任期は、会議が協議を終了するまでとする。

### （会 議）

第3条 会議に座長及び副座長を置き、会議において互選する。

2 会議は、座長が招集する。

3 座長に事故があるときは、副座長が座長の職務を行う。

4 座長は、必要があると認めるときは、会議の構成議員外の議員の出席を求めることができる。

### （報 告）

第4条 座長は、検討結果を議長に報告するものとする。

### （その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議において協議のうえ決定する。

### 附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

# 山形県議会女性・若者参画推進会議委員指名表（案）

令和5年7月10日（議席順による）

所 属 委 員 名			
江 口 暢 子	阿 部 恭 平	鈴 木	学
伊 藤 香 織	今 野 美 奈 子	遠 藤 寛 明	
柴 田 正 人	高 橋 啓 介	榎 津 博 士	

意見書(案)

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

冬季観光の重要な柱であるスキー場関連産業の発展にこれまで貢献してきた軽油引取税の課税免除制度は、令和6年3月末までの時限措置となっている。

軽油引取税の課税免除措置は、道路の利用に直接関連しない機械等に使われる軽油を対象として、本県の基盤産業である農林水産業のみならず、索道、船舶、鉄道、製造業など幅広い事業において認められてきたところである。

スキー場関連産業では、スキー場の運営にあたって索道事業者が使用するゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が課税免除措置の対象となっており、この措置が廃止されれば、関係事業者の経営が圧迫され、ひいては地域の観光振興及び地域経済に悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、令和6年4月以降も軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  あて  
財務大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣

山形県議会議長  森 田  廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者  山形県議会総務常任委員長  能 登 淳 一



意見書(案)

食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書

食料・農業・農村を取り巻く環境は、農業者の高齢化と担い手の減少、頻発する自然災害による度重なる農地被害の発生、肥料原料や飼料穀物の高騰などにより一層厳しさを増している。

本県においては、農業が主要な産業の一つとして地域経済の維持発展を支えるとともに、県土保全、水源のかん養、自然環境の保全等のほか、地域社会の維持など県民生活と地域を支える重要な役割を担ってきた。しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢の変化により安定的な営農の継続が危ぶまれ、農業の担い手の確保に多大な影響が生じている。

現在、国においては、食料安全保障の強化を柱とし、農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という。）の見直しに向けた検討作業を進めている。農業を持続的に発展させるためには、認定農業者等の中心的な担い手はもとより、多様な人材を担い手として確保・育成していくことや豊かな農業・農村環境を保全することが極めて重要であることから、中長期的な展望に立った食料・農業・農村に関する力強い政策の理念及び施策の充実が求められている。

よって、国においては、将来にわたる食料の安定確保と農業生産基盤の維持に向け、基本法の見直しにあたり、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 農業振興及び農村振興の両面から、多様な担い手を基本法に位置付けること。
- 2 国土と農業生産環境を保全する役割に対する新たな直接支払制度を導入するなど、施策全般にわたり充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
内閣官房長官  
あて

山形県議会議長 森田 廣

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会農林水産常任副委員長 石黒 覚

# 議員派遣一覧表(案)

令和5年7月10日

番号	内 容
5	米沢商業高等学校生徒と県議会議員との意見交換会 (1) 目 的 上記の意見交換会に出席するため (2) 場 所 米沢市 (3) 期 間 令和5年7月13日(木) (4) 議 員 名 佐藤文一、相田日出夫、遠藤寛明、青木彰榮、小松伸也
6	新任議員研修会 (1) 目 的 全国都道府県議会議長会が主催する上記の研修会に出席するため (2) 場 所 東京都 (3) 期 間 令和5年8月8日(火) (4) 議 員 名 齋藤俊一郎、橋本彩子、松井愛、石川正志、江口暢子、阿部恭平、鈴木学、伊藤香織、石塚慶、高橋弓嗣、佐藤文一、相田日出夫、佐藤正胤
7	第145回北海道・東北六県議会議長会議 (1) 目 的 本県議会が参加する上記の会議に出席するため (2) 場 所 宮城県 (3) 期 間 令和5年8月9日(水) (4) 議 員 名 小松伸也
8	新庄東高等学校生徒と県議会議員との意見交換会 (1) 目 的 上記の意見交換会に出席するため (2) 場 所 新庄市 (3) 期 間 令和5年8月29日(火) (4) 議 員 名 松井愛、佐藤正胤、吉村和武、加賀正和

9	<p>山形県黒龍江省友好県省締結30周年記念山形県代表団黒龍江省訪問事業</p> <p>(1) 目的 本県と黒龍江省との友好・親善を深めるため</p> <p>(2) 場所 中華人民共和国黒龍江省</p> <p>(3) 期間 令和5年9月3日(日)から9月6日(水)まで</p> <p>(4) 議員名 高橋淳、渋間佳寿美、矢吹栄修、小松伸也</p>
10	<p>高畠高等学校生徒と県議会議員との意見交換会</p> <p>(1) 目的 上記の意見交換会に出席するため</p> <p>(2) 場所 高畠町</p> <p>(3) 期間 令和5年9月7日(木)</p> <p>(4) 議員名 阿部恭平、梅津庸成、遠藤和典、五十嵐智洋、小松伸也</p>

令和 5年 7月 7日

山形県議会 議長 森田 廣 殿

山形県議会議員 石 黒 覚



## 発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質 疑、一般質問、緊急質問、 <u>討 論</u> (賛 成 ・ <u>反 対</u> )、一身上の弁明	
発 言 の 要 旨	答 弁 者	
<p>請願4号 マイナンバーカードの性急・拙速な運用拡大を行わないことを求める意見書の提出について、総務常任委員長報告は、不採択とするものであるが、願意妥当、採択すべきと考えることから、反対する旨の討論を行うもの。</p>		

令和5年 7月 7日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

山形県議会議員 石 川 渉



## 発 言 通 告 書

今回の県議会において、次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑・代表質問・一般質問・緊急質問・ <u>討論</u> ・一身上の弁明
発言の要旨(討論の場合は反対、賛成の別を記載すること)	答 弁 者
<p>1. 請願3号「インボイス制度の実施延期・見直しを求める意見書の提出について」を不採択する委員長報告に反対</p> <p>(要 旨) インボイス制度を今年10月に導入することは、業者にも経済にも悪影響があるため、願意妥当であり、請願を採択し意見書の提出を求める</p>	
<p>2. 請願4号「マイナンバーカードの性急・拙速な運用拡大を行わないことを求める意見書の提出について」を不採択とする委員長報告に反対</p> <p>(要 旨) マイナンバーカードはトラブルだらけで運用が安定しておらず、国民に多くの不安があることから、願意妥当であり、請願を採択し意見書の提出を求める</p>	

# 会 議 順 序 表

[議事日程第5号]

令和5年7月10日(月)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第5号、その他)	
	< 開 議 >	
2	○ 議案及び請願上程 (議第71号から議第88号までの18件及び請願) ○ 常任委員長報告 文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任副委員長 商 工 労 働 観 光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長 ○ 討論 25番 石 黒 覚 議員 1番 石 川 渉 議員 ○ 議案採決 (議第71号から議第88号までの18議案) ○ 請願採決 (1) 請願3号及び請願4号の2件 (2) (1)を除く3件	簡 易  起 立 簡 易
3	○ 山形県議会女性・若者参画推進会議の設置についての発議案上程・採決 (発議第12号)	
4	○ 意見書案上程・採決 (発議第13号及び発議第14号の2件)	
5	○ 議員の派遣について上程・採決  < 閉 会 >	

## 議 事 日 程 ( 第 5 号 )

令和5年7月10日(月) 午前10時開議

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| 第 1  | 議第71号  | 令和5年度山形県一般会計補正予算(第3号)  |
| 第 2  | 議第72号  | 令和5年度山形県病院事業会計補正予算(第1号)  |
| 第 3  | 議第73号  | 山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                       |
| 第 4  | 議第74号  | 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 第 5  | 議第75号  | 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 第 6  | 議第76号  | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                      |
| 第 7  | 議第77号  | 樹氷復活・育成応援基金条例の設定について   |
| 第 8  | 議第78号  | 山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例の設定について                            |
| 第 9  | 議第79号  | 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について                  |
| 第 10 | 議第80号  | 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 第 11 | 議第81号  | 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 第 12 | 議第82号  | 山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 第 13 | 議第83号  | 旧山形県県民会館解体工事請負契約の一部変更について  |
| 第 14 | 議第84号  | 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋橋梁下部工事(P3)請負契約の一部変更について                        |
| 第 15 | 議第85号  | 除雪機械の取得について  |
| 第 16 | 議第86号  | 除雪機械の取得について  |
| 第 17 | 議第87号  | 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解について          |
| 第 18 | 議第88号  | 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんの申立てについて |
| 第 19 | 請願     |  |
| 第 20 | 発議第12号 | 山形県議会女性・若者参画推進会議の設置について  |
| 第 21 | 発議第13号 | 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書   |
| 第 22 | 発議第14号 | 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書   |
| 第 23 | 議員の派遣  | 議員の派遣について  |

# 請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和5年6月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	1	5.6.2	総務	免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について	山形市蔵王温泉字土合790-1 東北索道協会山形地区部会 部会長 岡崎 彌平治	遠藤（寛）、遠藤（和）、 奥山	採択	意見書提出
〃	2	5.6.14	農林水産	食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について	山形市七日町三丁目1番16号 山形県農業協同組合中央会 代表理事会長 折原 敬一 外1人	菊池、梶原、能登、加賀、 森谷、奥山、舩山	採択	意見書提出
〃	3	5.6.21	総務	インボイス制度の実施延期・見直しを求める意見書の提出について	山形市大字沼木121番地96 STOP！インボイスやまがた 代表 相原 哲哉	石川（渉）、関	不採択	
〃	4	5.6.21	総務	マイナンバーカードの性急・拙速な運用拡大を行わないことを求める意見書の提出について	山形市木の実町12番37号 山形県平和センター 議長 渡部 貴之	橋本、松井、江口、石黒、 高橋（啓）	不採択	
〃	5	5.6.21	商工労働観光	山形地方最低賃金の改善を求める意見書の提出について	山形市木の実町12番37号 日本労働組合総連合山形県連合会 会長 舩山 整	橋本、松井、江口、石黒、 高橋（啓）	継続審査	

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
総務	3	1	2		
農林水産	1	1			
商工労働観光	1			1	
計	5	2	2	1	



## 閉会中の委員会の開催について（案）

委 員 会	日 時
常任委員会	8月22日（火）午前10時
3特別委員会	8月23日（水）午前10時

## 大学生インターンシップの受入れについて（案）

「山形県議会と国立大学法人山形大学との相互協力に関する協定書」に基づき、次のとおり、学生のインターンシップを受け入れる。

1 受入期間 8月18日（金）～8月24日（木）

2 受入学生 3名

山形大学 人文社会科学部 人文社会科学科 3年

山形大学 地域教育文化学部 地域教育文化学科 3年

山形大学 理学部 理学科 3年

3 主な内容 ○委員会書記業務補助

○議会広報業務

○その他政策調査関係業務

令和5年7月10日  
山形県警察本部

### 警察職員に対する懲戒処分について

1 被処分者

警察署 巡査長 (30歳代) 男性

2 処分月日及び処分内容

令和5年7月7日 停職6月

※ 辞職願いを受け、同日付けで辞職承認

3 処分の理由

被処分者は、令和5年4月27日、警察施設内において、勤務時間外に拳銃を持ち出し、過失により同拳銃の弾丸1発を発射させ、家族に軽傷を負わせたもの。

※ 令和5年7月7日付けで、山形地方検察庁に送致

4 再発防止対策

本事案の発生後、適正な拳銃の取扱いの徹底について全所属に対し指導を行ったほか、今後も年間を通じて、各種教養や監察等により、指導教養を実施するとともに、拳銃の保管の在り方についても検討を行い、再発防止に万全を期す。